

令和 5 年度

第 3 回

鹿屋市下水道事業審議会

日 時 令和 5 年 7 月 27 日 (木)

14:00~

場 所 鹿屋市役所上下水道部庁舎

2 階大会議室

鹿屋市上下水道部

令和5年度 第3回 鹿屋市下水道事業審議会

期 日：令和5年7月27日（木）

時 間：14:00～

場 所：鹿屋市役所上下水道部庁舎2階大会議室

会 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報 告

（1）第2回鹿屋市下水道事業審議会結果 （資料2）

（2）意見公募手続き（パブリックコメント）の結果（資料2）

4 協 議

（1）鹿屋市公共下水道事業計画区域の見直し（縮小）について（案）

（資料3）

（2）答申(案)について

（資料4）

5 その他

6 閉 会

スケジュール（案）

年度	令和4年度												令和5年度				備考
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
計画区域見直し																	
(1) 審議会																	
委員選定	▨																
第1回(委嘱・諮問)		1/20 ▨															
第2回(審議)					4/27 ▨												
第3回(答申)								■									
(2) 住民説明会																	
住民説明会			2/6, 2/7, 2/9, 2/15 ▨														
開催周知(広報・HP)		1/8 ▨															
(3) 市民全体																	
パブリックコメント					4/7~5/8 ▨												
市民への周知(HPなど)																	
(4) 市議会																	
委員会・議員説明会					議員説明会 ▨					産業建設委員会 ■							
(5) 関係機関協議																	
県協議					5/10 ▨												
下水道法変更認可申請・同意																	
第8期事業計画申請 第7期事業計画終了																	

▨ 実施済み

■ 今後の計画

鹿屋市下水道事業審議会委員

1. 任 期：令和5年1月20日 ～ 令和6年3月31日

2. 名 簿

No.	区分	氏 名	住 所	備 考
1	市 民 代 表	くぼ けんたろう 久保 健太郎	上谷町	町内会長
2		とうくぼ まさひで 東久保 正秀	王子町	町内会長
3		にしその みつあき 西之園 實秋	下祓川町	町内会長
4		うえごもり つかさ 上籠 司	西原2丁目	町内会長
5		みやした けいこ 宮下 恵子	白崎町	
6		ふじの せつこ 藤野 節子	大手町	
7		くすはら ゆうこ 楠原 優子	打馬1丁目	
8		せつが ちえ 節賀 智恵	西原1丁目	
9	学 識 経 験 者	せき ともあき 関 朋昭	白水町1番地	鹿屋体育大学教授
10		こばやし ちづる 小林 千鶴	上谷町	公認会計士
11		おとし ひとみ 落司 ひとみ	田崎町	鹿児島県建築士会 鹿屋肝属支部 顧問
12	行 政 機 関	いとう まさひろ 伊東 理博	肝付町新富1013-1	大隅河川国道事務所 流域治水課長
13		みやのした こういち 宮ノ下 耕一	打馬2丁目16-6	大隅地域振興局 保健福祉環境部 衛生・環境課長

資料 2

3. 報告

(1) 第 2 回鹿屋市下水道事業審議会結果

会議等名	令和 5 年度 第 2 回 鹿屋市下水道事業審議会
日 時	令和 5 年 4 月 27 日 (木) 14 : 00~15 : 30
場 所	上下水道部庁舎 2 階 大会議室
出席者	鹿屋市下水道事業審議会委員 (9 名) 久保委員、東久保委員、西之園委員、上籠委員、宮下委員、 楠原委員、節賀委員、関委員、落司委員 事務局 (6 名)
結 果	報 告 : (1) 第 1 回鹿屋市下水道事業審議会結果 (2) 住民説明会及び電話・来庁者の意見等について (3) 計画設計業務委託に伴う下水道計画区域の面積算定について 協 議 : 鹿屋市公共下水道計画区域の見直し (案) について 原案のとおり了承された
内 容	・説明会での意見や「下水道」と「合併処理浄化槽」の比較などについて意見交換を行った。 ・下水道区域見直しの素案および答申案を作成し、第 3 回審議会に諮るという承認を得た。
概 要 主な意見等	<鹿屋市公共下水道計画の見直し案についての協議> (東久保委員) 縮小した場合、既存の施設に遊びができるのではないかと。先々市民の負担になるのではないかと。 → (事務局) 事業計画に基づき汚水を処理する施設、汚泥を処理する施設、現計画に合わせた施設である。今後流入量が増えれば増築を行うことで対応して行くものであり、施設が過大になっていることはない。 (東久保委員) 処理場に一番近い幹線管路が過大にならないかと。 → (事務局) 径 1100mm の管が設置されており、すべての区域の方が下水道をつないだ時のことを想定している。鹿屋市は分流式であるがゲリラ豪雨の際の雨天時侵入水対策を勘案すると、既存施設の有効利用が図られるものである。 (東久保委員) 王子町 B 地区については区画整理事業が頓挫した過去がある。下水道縮小案で王子町が切り捨てられると感じる。市民に対してどう説明するのか。 → (事務局) 下水道事業については住民説明会を行い、今回の縮小の大前提として、下水道整備に残り 30 年程度と長期間を要すること、人口減少、少子高齢化の時代になっていくことを考えると今まで作ってきた施設を維持していくことが大事であることなどについて説明し、ご理解をお願いしたところである。

<p>概要 主な意見等</p>	<p>(東久保委員) 下水道区域境での区域外流入は受益者負担が発生するのか。発生しないのであれば受益者負担金を払っている人と不平等になるのでは。</p> <p>→ (事務局) 区域外流入について下水道の区域境のところは本人の選択で下水道に繋ぐことができる。受益者負担金ではないが受益者「分担金」が発生する。(地方自治法に基づき 1 m² あたり 400 円の負担) 受益者負担金と同じ額で不公平とならないようにしている。</p> <p>(東久保委員) 私の試算によると圧倒的に公共下水道の方が得で、合併浄化槽の方が損である。合併浄化槽使用者は納税もして自己負担で合併浄化槽を設置する 2 つの負担を負いながらである。合併浄化槽を使う人と公共下水道を使う人は同等の負担となるように対策を講じてほしい。</p> <p>→ (事務局) お渡しした資料は標準的なモデルで作成したもので、合併浄化槽を設置する際と設置した後の維持管理費用を示したものである。資料で説明したとおり下水使用量によって違いもあり、委員の試算と比較していきたい。</p> <p>(西之園委員) 下水道整備は時間もかかるし、お金もかかる。国から見直し要請もあるのであれば、鹿屋市にとっても住民にとっても損をしないように、バランスをうまくとって国と調整していただきたい。</p> <p>最終的には鹿屋市の水をきれいにすることが前提であると思う。これが一番ベターだ。それをすることによって住民のためになるということを説明していただきたい。薩摩川内市などの類似都市の取組の調査をしていただきたい。</p> <p>→ (事務局) 今回使用料金の改正を予定している。現在は下水道を使わない方の税金でも支えている状況であり、下水道の維持管理を使用料で賄えるようにしようとする取り組みである。</p> <p>下水道の縮小を行うことで下水道を使用する人、使用しない人、双方のご負担を軽減しようとして区域の見直しを行うところである。区域を拡げると現在の試算で 27 億円程度かかることになる。</p> <p>(節賀委員) 自己負担額が気になる。自己負担がなければ市民の理解も多く得られるのではないかと思う。市民が納得する形にしてほしい。</p> <p>→ (事務局) 不公平感が無いように市としては進めていく方針である。合併浄化槽に転換する方への補助額も 4 月から拡大した。新築の場合は補助の制度がない。</p> <p>(東久保委員) なぜ新築の場合は合併処理浄化槽の補助をなくしたのか。</p> <p>→ (事務局) 浄化槽の補助金は汲取り・単独浄化槽の方の転換促進が重要な目的であり、新築の場合は、現在単独浄化槽は製造されていないことから、合併浄化槽を設置するしかない。汲取りや単独浄化槽は、環境的に悪影響なものであるが、転換には費用がかかるため、その方々を対象に補助をしましようというものである。</p> <p>(久保委員) 今ある施設を維持していくことがポイントになってくると考える。</p>
---------------------	--

鹿屋市の人口は今後減る。合併浄化槽は10年前よりは性能が良くなっていることから、SDGSの水をきれいにしていくことはクリアできるのではないかと考える。説明会の資料を見る限りでは**市民の方は大半が合併浄化槽が良いと思われる**。事務局としてはどうか聞きたい。

→（事務局）住民説明会では下水道に代わる合併浄化槽があるから良いと思われると感じた。下水道が数年のうちに整備されるのなら待ちたいという意見もあったが、実情としてはまだ何十年もかかる話をし、人口減少、少子高齢化の時代の中で下水道が末端まで整備された後の維持管理まで考慮している旨を説明し理解を求めた。

（久保委員）合併浄化槽を設置されている方がほとんどであるならそれを活用してもらうのが良いと思う。

（東久保委員）大半の人は公共下水道と合併浄化槽の**経済比較**をしていない。合併浄化槽の**経費が多い**ことだけは頭に入れておいてほしい。

（上籠委員）合併浄化槽は個人負担であり、下水道は市が主体となる。西原地区は空家が多い。空家になれば**使用料が払われ**ない。そうなると市はそこに税金を投入する形になるので、**新たな投資をしないで済むように使用料を上げる**ことなどが**必要**になってくる。公共下水道にした人が得をするようであれば税金を納める人から苦情が出る。

→（事務局）「合併浄化槽の維持管理は高い、公共下水道は安い」については、下水道は独立採算性が原則であり、施設の老朽化対策を踏まえて、**実情に見合った使用料改定を進めて行く方針**である。

（上籠委員）合併浄化槽の補助を上げたのはなぜか。

→（事務局）環境の面から考え、SDGSの考え方から環境を良くしていきたいとのことから合併浄化槽への転換を推奨しているところである。

（久保委員）**下水道料金は上がっていくのか**。

→（事務局）条例は既に改正している。景気の動向を見ながら料金改定を実施していく。近いうちに実施するのは間違いない。

（東久保委員）審議会の討議した事項と市議会が討議した事項はどちらが重いのか。

→（事務局）審議会の答申を基に議会に報告を行うこととしている。

（上籠委員）**市議会の意見はどうだったのか。縮小はすべきという意見であったのか**。

→（事務局）2月に議員説明会を行い審議会を設置して諮問をさせていただいていることを報告した。**基本的には縮小の方向で進めていくことに議員の反対はなかった**。また、3月の一般質問にて、「思い切って整備を全部やめて維持管理をしていくことはできないか」と質問があり、「今やめると虫食い状態になったり、おかしいところが出てくるため、そのような箇所は整備を進める」と回答した。

【 参 考 】

◆県内における下水道区域見直しの状況

県内 18 市町が下水道を供用済み。

- ・薩摩川内市…令和 4 年度に計画区域を縮小 723ha→ 628ha (-95ha)
- ・霧島市 …令和 2 年度に計画区域を縮小 2,097ha→1,382ha (-715ha)
- ・志布志市 …平成 10 年度事業計画を作成 以降事業廃止

◆下水道と合併処理浄化槽の比較について

① 初期費用の比較について

公共下水道と合併処理浄化槽において、水洗化に伴う初期費用のうち自己負担額に着目すると、公共下水道の場合は受益者負担金が、合併処理浄化槽の場合は設置費用が必要となります。

本市のモデルケースで比較した場合…

- ・新築の場合は合併処理浄化槽の方が自己負担額は高くなります。
- ・単独処理浄化槽や汲取りから転換する場合は、浄化槽設置補助金が適用されるため、合併処理浄化槽の設置費用の方が安くなり、自己負担が軽減されます。

② 維持管理費用の比較について

維持管理費用の場合、公共下水道では使用料が、合併処理浄化槽では清掃・保守点検・法定点検費用・電気代が必要となります。

- ・使用水量が少ない家庭では下水道使用料の方が安くなります。
- ・家族が多く下水使用水量が多い家庭などでは合併処理浄化槽の経費の方が安くなります。

よって、一概に比較することは難しいところであります。

下水道は独立採算制が原則であり、できるだけ使用料で維持管理を行えるようにするために、現在、下水道使用料の改定(値上げ)について条例改正がなされ、取組みを進めているところであります。今後も、維持管理費用に対する不公平感が軽減されるように進めていく方針です。

③ 合併処理浄化槽のメリット

合併処理浄化槽の処理水の BOD(水の汚れ具合を示す指標)は、下水処理場の処理水と比較しても大きく変わりません。このため、下水道未整備地区に合併処理浄化槽の設置が進むことにより、市全域の水環境への負担軽減につながります。

公共下水道は、終末処理場に近い、下流から管渠整備を行うため、上流の地区では下水道接続までに相当の期間が必要となるのに対し、合併処理浄化槽は、地区に関係なく短期間で機動的な整備が可能です。早期に水環境の保全が可能となる利点もあります。

(2) 意見公募手続き（パブリックコメント）の結果

① 案件の名称

鹿屋市公共下水道計画区域の見直し（案）

② 意見公募期間

令和5年4月7日（金）から令和5年5月8日（月） 【32日間】

③ 公表する資料

- ・鹿屋市公共下水道計画区域の見直し（案）
- ・下水道（汚水）計画区域図（案）

鹿屋市公共下水道計画区域の見直し（案）

1 現状
鹿屋市の公共下水道は昭和56年4月に事業に着手し、平成元年3月に一部供用を開始しました。現在、供用開始から34年が経過しており、令和4年度末時点の面整備率は79.5%です。

区 分	面 積	面整備率
整備済面積（汚水）	623.89ha	79.5%
事業計画区域面積	784.3ha	

2 背景と課題
公共下水道は、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図るための必要不可欠なインフラであり、整備や普及について検証してきました。しかし、昨今では次のようなことが課題となっていることから、市民の皆様への影響や今後の下水道経営の観点から、公共下水道計画区域を見直すことが必要と考えられています。

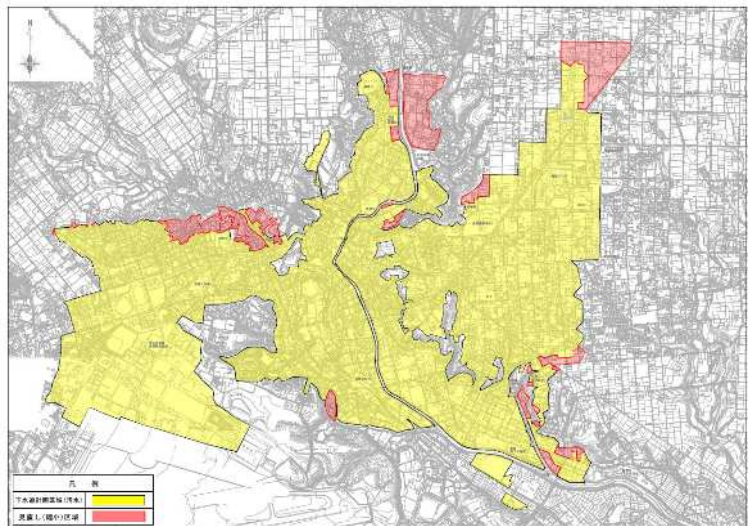
- 汚水整備完了までに長期の期間と多額の費用を要すること
◆このまま整備を進めると約30年以上
- 国・県から汚水処理施設の早期構成（概ね完了95%）を求められていること
◆国・県の考え方は見直し検討！
- 下水道事業は地震対策、老朽化対策、浸水対策など喫緊の課題があり、新たな整備への投資が厳しい状況であること
◆下水道事業の多様化！
- 少子高齢化や人口減少、老朽化施設の更新等を踏まえ、持続可能な事業の健全運営を行う必要があること
◆下水道財政の健全化！

3 基本的な考え方
下水道未整備地区の現状を踏まえ、10年程度で実現可能な計画区域に見直し（縮小）を行い、持続可能な下水道事業の健全運営を図りながら、国が求める汚水処理の早期構成95%の達成を目標とします。

4 今後の方針
汚水処理の公共下水道計画区域を縮小し、区域外については将来的にも合併処理浄化槽の普及を促進します。
雨水処理の公共下水道計画区域は現在の処理区域を維持し、他の事業と連携しながら、引続き下水道区域の雨水対策に取組むこととします。

5 見直しの内容

	現計画	見直し(案)	縮小する面積
【汚水】事業計画区域面積	784 ha	715 ha	69 ha
【雨水】事業計画区域面積	784 ha	784 ha	0 ha



④ 閲覧場所

市ホームページ、下水道課（上下水道部庁舎 2F）、情報公開室、各総合支所（市民サービス課）、各出張所

⑤ 提出方法等

- ・提出先：下水道課
- ・方法：直接持参、郵送、FAX、電子メール（※郵送の場合、期間内必着）

●実施の結果

提出数0通、意見件数0件

鹿屋市公共下水道事業計画区域の見直し（縮小）について（案）

1. 現計画と見直し（案）の変更内容

内 容	現計画	今回計画	増 減
下水道計画区域面積	784 ha	722 ha	62ha 縮小
管路整備終了までの整備費	約 44 億円	約 17 億円	27 億円縮減

2. 下水道計画区域見直しの基本的な考え方

（1）下水道の計画区域について

- ・ 現行の汚水処理の事業計画区域を 784ha から 722ha へ縮小します。

（2）汚水処理の早期概成について

- ・ 未整備地域の現状を踏まえ、10 年程度で実現可能な計画区域に見直し（縮小）を行い、国が求める汚水処理の早期概成 95%の達成を目標とします。

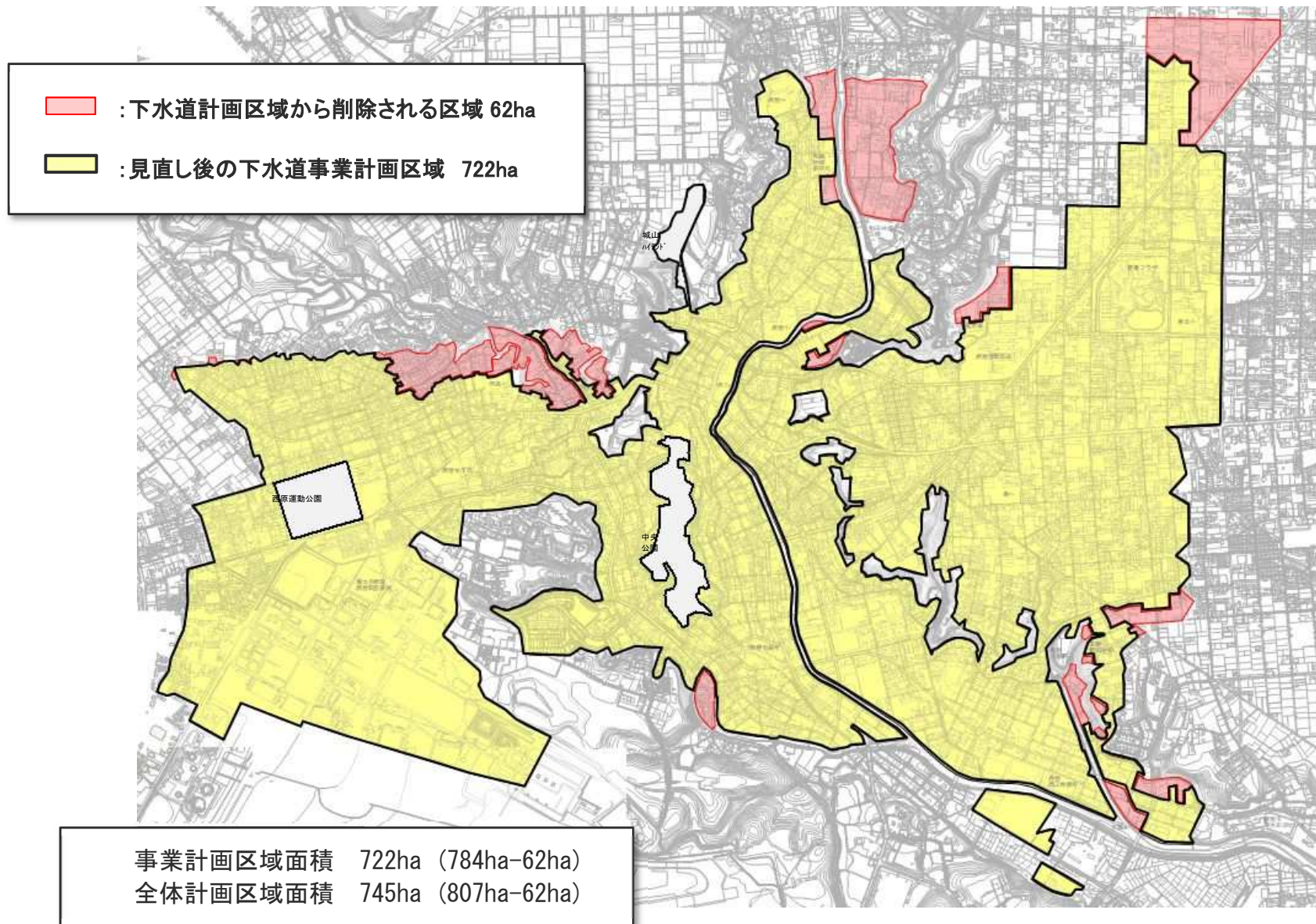
（3）区域から除外される区域の対応について

- ・ 今回の見直しにより、事業計画区域から外れる地域については、将来的にも合併処理浄化槽の普及を図ります。
- ・ 見直し区域にあたる住民には、引続き丁寧な説明を行い、対象区域を明確に周知します。
- ・ 合併処理浄化槽の設置補助金制度の活用により、設置費用の自己負担が大幅に軽減されることを周知するとともに、合併処理浄化槽の適正な維持管理の必要性について、関係部署と連携しながら、啓発を図ります。
- ・ 下水道区域の境であって、既設管との勾配が確保される箇所については、取付管の個人設置により、「区域外流入」として下水道接続も可能です。

（4）下水道事業の健全運営について

- ・ 今後も『水洗化の促進』、『下水道施設の老朽化対策』、『下水道財政の健全化』といった「鹿屋市下水道事業経営戦略」の基本方針に基づいた健全運営に取り組みます。

3. 区域見直し概要図（汚水処理）



資料4

答申(案)について

(案)

令和5年7月27日

鹿屋市長 中西 茂 様

鹿屋市下水道事業審議会
会 長 久保 健太郎

鹿屋市公共下水道事業計画区域の見直し(縮小)について(答申)

令和5年1月11日付け鹿下第284号で諮問のありました標記のことについて、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 答申内容

鹿屋市の公共下水道は、居住環境の向上や公共用水域の水質保全を図るなど市民の快適な生活環境を支える公共施設として重要な役割を果たしている。

しかし、少子高齢化や人口減少、施設の老朽化など、下水道事業を取り巻く環境が大きく変化しており、事業運営が厳しさを増す中で、公共下水道が引き続きその役割を果たしていくためには、事業計画区域を縮小すべきである。

2 附帯意見

- (1) 計画の見直しにより浄化槽を促進する区域となった住民には、整備区域の見直しの必要性など十分に説明を行い、浄化槽補助についての丁寧な周知を行うこと。
- (2) このまま整備を進めると、維持管理費や増改築費の増大により、再度、下水道使用料の改定も予想されることから、市民生活への影響を考慮しつつ、持続可能な事業運営に努めること。
- (3) 「鹿屋市下水道事業経営戦略」の基本方針に基づいた健全経営に努めること。

【 参考資料 】

1. 答申にあたり

本市の汚水処理人口普及率は令和4年度末現在で78.3%と全国平均92.6%(令和3年度末)を下回っており、早期の汚水処理施設整備が求められています。

一方で近年、人口減少や少子高齢化、施設の老朽化などの下水道事業を取り巻く環境が変化し、下水道の事業運営が厳しくなっています。特に公共下水道の整備は長い時間と多額の建設費を要することから、市の財政運営に大きな負担となっています。

このような状況から、下水道、浄化槽などの各々の特性、効果、経済性等を十分検討し、住民の理解も得ながら地域に適した汚水処理整備（下水道や浄化槽など）や地域特性を考慮した計画区域の見直しを図ることが重要と考えます。

そこで、令和2年度に策定した「鹿屋市下水道事業経営戦略」の中でも掲げている下水道事業計画区域の見直し（縮小）について検討を重ね、本審議会の提言を取りまとめました。

2. 下水道事業の現状

本市の下水道は昭和56年に事業着手、平成元年に一部供用を開始し、供用開始から34年が経過しています。令和4年度末時点での整備率は79.5%となっており、現在も、札元地区、王子・下祓川地区、西原・上谷地区などの一部である未整備地区の面積は約160haとなっています。

区 分	面 積	面整備率
整備済面積（汚水）	623.89ha	79.5%
事業計画区域面積	784.3ha	

国の考え方として、令和8年度末を目途に、下水道整備進捗率が概成の目安である95%超えが達成できるよう、人口減少等を踏まえた各種汚水処理施設による整備区域の適切な見直しを検討するよう要請がありました。

本市もこの目標達成に向け取り組んでおりましたが、これを達成するためには、年あたりの事業費や事業量が大幅な増加となり、財政状況や人員規模からも困難であることに加えて、現状の整備量で進めた場合、整備完了まで約30年を要すると推定されています。

このため、これまでの整備計画や整備手法にとらわれることなく、地区の特性を考慮し、本市にとって実現可能な下水道整備区域の再設定を行う必要があります。

3. 下水道事業の課題

①下水道の整備完了に時間を要する

本市は、これまで事業計画区域の約8割が整備済みであり、「鹿屋市下水道事業経営戦略」で定めた年間新設整備費は約1.5億円程度であることから、これまでと同様のペースで整備を進めた場合、現在の事業計画区域を整備完了するまで約30年を要します。

下水道事業は終末処理場に近い下流から管路整備を行うため、上流域の住民は当分の間、下水道には接続ができないこととなり、合併処理浄化槽の設置補助金も対象外であることから、汚水処理人口の増加がなかなか見込めないことが課題となっています。

また、単独処理浄化槽や汲み取り便槽を使用の方で、ご自宅のリフォームを計画されている方々にとっては早期の汚水処理が待ち望まれているところです。

②厳しい財政状況と下水道事業の健全運営

本市の公共下水道事業は、普及率が低く、今後の未普及解消には残りの整備面積の事業費約44億円が必要となり、大きな課題となっています。

また、今ある施設を維持していくことが大事とされるなか、施設の老朽化が進んでおり、今後は下水道整備区域全域で、効率的かつ効果的な改築更新を行っていく必要があります。

現在、下水処理場の施設についてストックマネジメント計画を策定し、優先順位の高いものから順次改築更新を進めていく計画ですが、年間約1億円程度の費用が必要になります。さらに、今後の人口減少等を考えると下水道使用料の増収は見込めないことも考えられるところです。

③下水道利用者への負担が増大

本市の将来行政人口推計として、「国立社会保障・人口問題研究所」の人口予測の推計によると、令和22年度の人口は現在と比較して約14%減と予測されています。

一方で、管渠や処理場の資産が増えれば、維持管理費の増大、改築更新費の増大が懸念されます。また、人口減少により使用料収入の減少が懸念され、現状の下水道計画のまま事業を継続した場合、適切な事業運営を行うためには使用料金の見直し(値上げ)が必要となり、下水道利用者や新たに下水道へ接続する方への負担が増大する可能性があります。

※上記3つの課題に対応するには、生活環境を改善し、水系への負担を担保しつつ、下水道区域の縮小を検討することが必要と考えています。

4. まとめ

鹿屋市の下水道整備の方向性について、本審議会として以下のとおり提言します。

■公共下水道計画区域の見直し

人口減少や少子高齢化等が進み、社会情勢の変化に対応するために、今後の事業運営や整備期間の長期化などを考慮すれば、計画区域をすべて公共下水道で整備するのは困難と考えられることから、公共下水道整備区域は見直すべきと考えます。

■見直し区域は公共下水道から合併処理浄化槽に転換

社会情勢の変化に対応し、将来に過大な負担を残さないことに留意しつつ、早期の汚水処理概成(95%)に向け、人口密度や都市形成との連携、合併処理浄化槽の設置状況など、地域の特性に応じて、公共下水道区域を見直し、合併処理浄化槽への転換を検討すべきと考えます。

なお、見直し区域にあたる住民には、引続き丁寧な説明と合併処理浄化槽の設置補助などの周知を十分に行う必要があります。

また、令和5年度から設置補助金の限度額が上げられたことにより、単独処理浄化槽又は汲取りからの転換の場合、合併処理浄化槽の設置費用の自己負担が大幅に軽減されることを周知するとともに、合併処理浄化槽の適正な維持管理の必要性について、関係部署と連携して浄化槽の維持管理の確実な実施を呼びかけていただき、本市の「生活環境の改善」や「水質保全」に取り組んでいただきたい。

■持続可能な事業運営について

このまま整備を進めると、維持管理費や増改築費の増大により、再度、下水道使用料の改定も予想されることから、市民生活への影響を考慮しつつ、持続可能な事業運営に努めていただきたい。

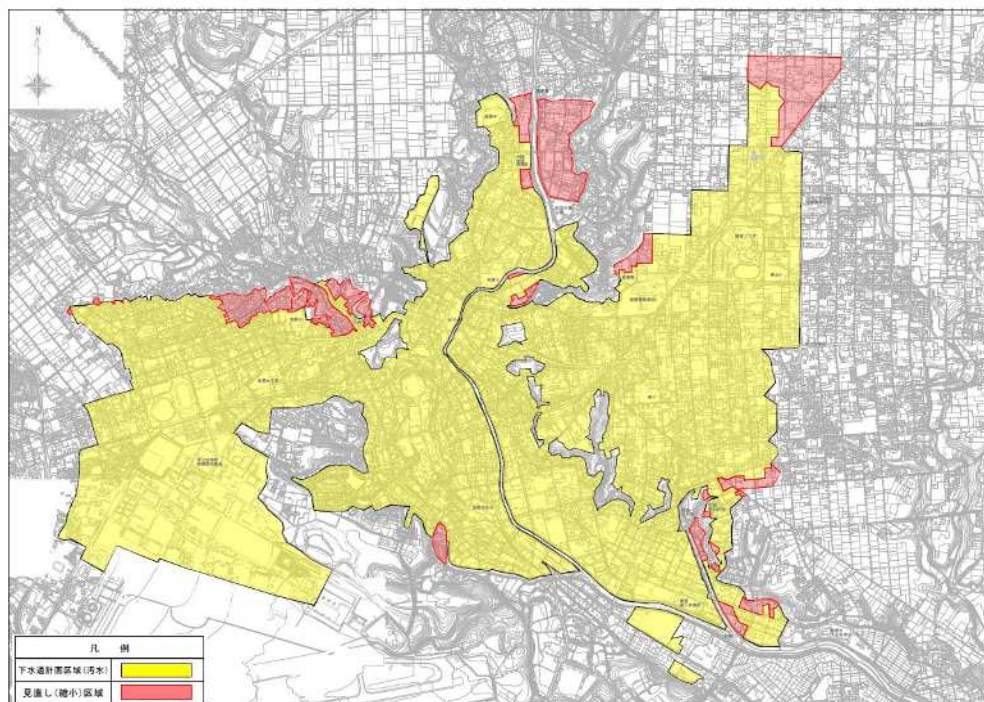
■下水道事業の健全運営について

今後も「水洗化の促進」、「下水道施設の老朽化対策」、「下水道財政の健全化」など、鹿屋市下水道事業経営戦略の基本方針に基づいた健全運営に取り組んでいただきたい。

【見直しの内容】

内 容	現計画	今回計画	増 減
事業計画区域面積	784 ha	722 ha	62ha 縮小
新たな管路整備費	約 44 億円	約 17 億円	27 億円縮減

【下水道（汚水）計画区域図（案）】



【参考資料（これまでの主な経過）】

日 程	主 な 項 目
R4/7 月	県都市計画課と協議(区域の見直し協議[都市計画決定は不要])
R5/1 月	関係住民説明会 地権者 767 名へ案内文、概要版を送付
1 月 20 日	第1回鹿屋市下水道事業審議会(諮問・意見提言等)
2 月 6 日	公共下水道未整備地区の区域見直しに関する説明会 東地区学習センター
2 月 7 日	公共下水道未整備地区の区域見直しに関する説明会 中央公民館
2 月 9 日	公共下水道未整備地区の区域見直しに関する説明会 農業研修センター
2 月 15 日	公共下水道未整備地区の区域見直しに関する説明会 西原地区学習センター
2 月 22 日	鹿屋市議会 議員説明会にて説明・報告
4 月 27 日	第2回鹿屋市下水道事業審議会
5 月 8 日	意見公募手続き(パブリックコメント) 意見なし
7 月 27 日	第3回鹿屋市下水道事業審議会